

平成21年(行ウ)第2号 損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

和泉市長 井坂善行他1名

原告 第1準備書面

平成21年4月22日

大阪地方裁判所 第7民事部合3B係御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告は訴状における請求の原因等についてその趣旨を明らかにするため本準備書面にて追加主張し、併せて被告らの準備書面等に反論する。

第1 請求の原因等への追加主張

1 一連の経緯

原告の一人である小林昌子が、和泉市が大阪府市町村職員互助会(以下互助会)に対し不当利得返還請求を行うことを求めて、平成17年7月15日に提訴した(以下互助会訴訟という)。(平成17年行ウ第119号)

互助会訴訟の過程で平成17年12月頃互助会は退会給付金制度を廃止し、それに伴い互助会は保有していた流動資産700億円の内600億円を会員に返還し、残余の100億円を構成団体の各市等に一定の基準に従い清算金として返還した。

和泉市はこれを受領し雑入として会計処理した。

互助会訴訟の進展に伴い、平成19年10月18日に互助会は仮に互助会訴訟で不当利得返還請求権が認められた場合は、先の返還金で不当利得返還金に充

当する旨の申し込みを行い、和泉市の代理人はこれを承諾した。

互助会訴訟で裁判所は、市の互助会への不当利得返還請求権を認定したが、先の充当合意で市の損失は発生していないとして、原告の請求を棄却した。

又同訴訟で裁判所は、互助会は市に返還するにあたって当初から互助会訴訟で市の互助会への不当利得返還請求権がみとめられた時は、返還金で弁済する旨の合意があったと主張したが、裁判所はそれを認める証拠が無いとしてその主張を排斥している。

2 主位的請求について

互助会への不当利得返還請求権を退会給付金の清算金である返還金で弁済する旨の市と互助会間の充当の合意は 返還金の性格(訴状3頁)、返還額が不当に低額である(訴状4頁)、充当合意の手続(訴状5頁)等から、原告らにとっては容認しがたいものであるが、互助会訴訟でその有効性が認められた以上合意充当は有効であると認識せざるを得ない。

その前提に立って、合意充当により市の互助会への不当利得返還請求権が消滅し、市はその限度で損害を受けた。仮に合意充当により損害が補填されたと解するとしても、合意充当により互助会よりの返還金が相当分減少しており損害が生じていることに変わりはない。

被告市長ら(以下市長という)が行った本件充当合意は、市にとって実質的に不利益な効果を及ぼすことを考えると、それを行う合理的理由、公益性が要求される所、それらの事由は全く存在せず、もっぱら互助会訴訟での訴訟対策で行われたものに過ぎないもので、市長の裁量の範囲を超えるものである。

市長らは善良に市及び病院の財産を管理せねばならない義務を有するところ、このような不当とも思える弁済充当の合意を行い、市に損害を与えた事はその職責上極めて重大な過失である。

よって原告らは、主位的に市長らに市に損害を与えた井坂善行らに損害賠償請求を求めるものである。

尚本件互助会訴訟と同じ島本町での判決(大阪地裁 平成19年11月22日判決 平成17年行ウ第149号)で、以下述べられている。

被告及び互助会は、互助会が、第 12 回弁論準備手続期日(平成 19 年 8 月 16 日午後 1 時 30 分)において、仮に本件補給金の支出額の相当額が不当利得に当たるとするのであれば、上記清算金(4906 万 4324 円)として支払った金員を平成 17 年 4 月から 11 月までの返還債務に充当し、その残額について平成 16 年分、平成 15 年分、平成 14 年分の債務に順次充当する旨の充当合意を申し込み、被告は、同期日においてこれを承諾したと主張する。そして、これらの事実はいずれも当裁判所に顕著である。なお、被告及び互助会の上記弁済充当の主張は、島本町の財政にとって、法律的、形式的にはともかく、実質的には不利益になると思える合意を訴訟代理人を通じて行い、それを抗弁とするものであり、住民訴訟における被告の訴訟行為としての妥当性という点では疑間の余地もあるが、債権者債務者間で合意充当を後日やり直すことは法の禁じるところでない以上、有効な抗弁となる。(判決 37 頁 下線部原告追記)

3 予備的請求について

既に有効に弁済が成立した債権債務関係について、事後にその関係を変更できるかについては、以下の判例がある。

最高裁第 2 小法廷 昭和 35 年 7 月 1 日判決 民集 14 卷 9 号 1641 頁

事案は

賃借土地建物の賃料を約三年分滞納した賃借人が、賃貸人の催告に応じて一旦小切手と現金で計三万一千四百円(小切手三万円は支払に代わるもの)を支払ったが、右金額に関する不服から間もなくその返還を要求し、賃貸人もまたこれに応じた。しかし、その後も折合がつかず、賃貸人は右約三年分の賃料不払を理由として、特約に基き催告を用いず解約したという事案であって、第一、二審とも、右解約の効力を認めた。上告人は、弁済は事実行為であって、一旦生じた弁済の効果は、目的物を任意に返還したからといつて排除できるものではない、と上告したが、最高裁は要旨の如く判示してこれをしりぞけた。

判決要旨

(要旨は) 弁済の目的物を合意の上弁済者に返還した場合は、特別の事情がないかぎり、弁済の効果排除する合意を伴うものと推認すべきであり、これによって債務は未だ履行されない状態に立ちかえったものと解するのが相当である。

(判断は)

仮に、所論小切手が現金の支払に代えて交付されたものであつても、当事者の合意により右小切手及びこれと共に支払われた一部現金を返還した以上、所論債務は未だ履行のない状態に立ちかえたものと解するのが相当である。何故ならば、弁済が事実行為であっても、これによって生じた法律上の効果を当事者双方の合意により排除することは何ら妨げなく、しかも、弁済の目的物を合意の上弁済者に返還することは、特別の事情がないかぎり、弁済の効果を排除する合意を伴うものと推認し得るからである。

されば、前記小切手及び現金の返還により所論債務は未だ履行なき状態に立ちかえたものと解される。

これを本件に当てはめると、一旦成立した互助会からの返還金に係わる債権債務関係を、市と互助会が合意の上返還金の一部(互助会裁判の不当利得返還請求権に見合う金額)について、市が弁済者(互助会)に返還し、互助会はその分で互助会裁判の不当利得返還請求権に充当したものである。

その結果前記弁済に充当された分に相当する債務は未だ履行なき状態に立ちかえたものと解されるから、市は互助会に対しその請求権を有し、それを請求しないことは財産の管理を怠る事実にあたる。(最高裁判決と本件の相違は返還された債務が債権債務関係の全部か又は一部かの違いだけである)

第2 答弁書への反論

- 1 市の補給金と会員の会費の割合がそのまま退会給付金に充てられる原資の割合及び退会給付金廃止に伴い会員と自治体へ返還すべき割合にはならないと主張する。(被告答弁書2頁)

しかしながら、互助会は補給金と会費とを別個に会計処理を行っておらず、全てプールして運用されており、これらを原資として支出された退会給付金の原資の比率は補給金と会費の比率と考えるのが合理的であり、又異なる比率も考えられない。この考えは互助会訴訟判決でも同様の考えを採用している。(判決文 18頁)

又返還金の割合については、今回返還の対象となっている財源は退会給付金

支給の為に積み立てられたものであり、互助会訴訟において、互助会が退職する職員に市の補給金を原資とする退会給付金を支給することは給与条例主義に反し違法と判断した事から、会員への返還金のうち補給金を原資とする部分については退会給付金の前渡しとなり違法と解すべきである。従って会員に返還できる分は会員の会費を原資とする部分に限られ、その比率は補給金と会費の比率に相当する。

2 別件事件との関係で訴訟上の信義則に反し許されないとの主張について。(被告答弁書3頁)

原告らは既に述べた如く別件事件の判断即ち合意充当の効果について争うものではないから、信義則に何ら抵触しない。

仮にそうであったとしても既判力は、判決主文中の判断に限り生ずるのが原則であり、確定判決の理由中の判断は、既判力及びこれに類する効力(いわゆる争点効)を有するものではなく(最高裁第三小法廷 昭和44年6月2日)、訴訟の蒸し返しでもない。

よって、被告の主張は当たらない。

第3 準備書面への反論

1 主位的請求について

既に、本準備書面第1の2にて述べているように原告らは合意充当の効果認め(前回口頭弁論期日平成21年3月17日で原告は同趣旨を陳述)、それを前提に市にとって実質的に不利益を及ぼす合意充当を行った結果、市に損害を与えたと主張するものである。(訴状4頁の3参照)

2 予備的請求について

既に、本準備書面第1の3にて述べているように原告らは、互助会からの清算金の一部を互助会訴訟で認められた不当利得請求権に充当した結果、当初の清算金の内充当した分については、未だ履行されていない状態に至ったので、市が互助会へ履行されていない分(即ち合意充当した分)について、請求しないのは財産の管理を怠るものであると主張するものである。(訴状6頁の第6参照)

以上